平成２３年（フ）第５７３号
兵庫県加古川市野口町北野728番地の３　マンション北中11号
債務者　一松　俊子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５７９号
兵庫県加古川市加古川町河原382番地の７
債務者　中村　　芳
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４５５号
奈良市横井２丁目267番地の２
債務者　海田　義夫
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４７０号
奈良県天理市荒蒔町139番地１
債務者　津老　昌子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１０９５号
広島市安佐南区長束６丁目５番30―301号
債務者　門脇　　孝
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１００号
広島市安芸区瀬野町2759番地330
債務者　宮内　直継
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５号
山口市平井492番地１　青雲ハイツＡ203
債務者　竹川　賢治
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
山口市矢原768番地２　石井ハイツＡ202、住民票上の住所山口県長門市油谷川尻676番地
債務者　田中　紀子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
愛媛県西条市新田41番地７　うさみ電工アパート101号
債務者　越智　　要
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１３０号
愛媛県新居浜市船木甲2072番地の１、前住所愛媛県新居浜市吉岡町11番10号
債務者　菅　　善子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１４０号
愛媛県新居浜市河内町12番112号ミーナス河内112号室
債務者　庄司　恵美
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１４１号
愛媛県四国中央市中之庄町380番地　中之庄団地５番18号
債務者　藤田八重美
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第４９号
高知県安芸郡奈半利町乙2696番地
債務者　濵渦　美和
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
福岡県小郡市三沢368番地１
債務者　宮川　美帆
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３０２号
福岡県うきは市吉井町新治441番地１　ＮＪＭ．Ｒ．ハウス吉井Ｂ号
債務者　寺川　朋喜
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第７４号
福岡県大川市大字榎津778番地１の１
債務者　山浦　勝子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
大分県別府市大字鉄輪801番地の10
債務者　瀬口　純子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係